

建築物の耐震診断から耐震改修工事の流れ	北区の耐震化支援制度	申込要件/助成要件
<p>① 耐震診断の専門家や診断機関との相談</p>	<p>① 耐震アドバイザー派遣の申込 【無料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震に関する助言、相談</li> <li>区分所有者間の合意形成に関する相談</li> </ul> <p>※申込の際、設計図書の有無をお知らせください(裏面参照)</p> <p style="text-align: center;">↓ 簡易診断必要の判定</p>	<p>① 次のすべて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区内分譲マンション</li> <li>S56年5月31日以前に着工</li> <li>2以上の区分所有者あり</li> <li>住宅用専有部分あり</li> <li>申請者は管理組合理事長</li> </ul> <p>※写真撮影を含む現地確認あり</p>
<p>② 耐震診断(1次診断)</p>	<p>② 簡易耐震診断派遣の申込 【無料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の目視調査</li> <li>構造図や構造計算書ほかによる診断</li> <li>改修履歴の確認 (裏面参照)</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓ 精密診断必要の判定</p>	<p>① に同じ</p> <p>【追加要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理組合総会で「区の事業を利用して簡易耐震診断を受ける」という議決を経ていること</li> </ul>
<p>③ 耐震診断(2次、3次診断)</p>	<p>③ 耐震診断費用助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断に要する費用の1/3を助成(100万円を上限)</li> <li>助成対象耐震診：2次診断または3次診断</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓ 耐震診断結果により</p>	<p>① に同じ 【追加要件】次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理組合総会で「区の事業を利用して耐震診断を行う」ことへの議決を経ていること</li> <li>全戸数(住宅用のみ)の半数以上の異なる区分所有者あり</li> <li>費用見積もり2社以上</li> </ul>
<p>④ 耐震設計</p> <p>※耐震設計とは建築物の構造耐力を高めるための補強計画をたて、耐震改修工事のための設計をすること</p> <p style="text-align: center;">↓ 区の費用助成を受けるためには、改修計画の認定を受けてください</p> <p>評定機関の評定</p>	<p>④ 耐震改修設計費用助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震改修設計に要する費用の1/3を助成(100万円を上限)</li> </ul> <p>※評定費用も助成対象</p> <p style="text-align: center;">↓ 評定機関による評定後の耐震改修計画書に基づいて</p>	<p>① に同じ 【追加要件】次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理組合総会で「区の事業を利用して耐震改修設計を行う」ことへの議決を経ていること</li> <li>全戸数(住宅用のみ)の半数以上の異なる区分所有者あり</li> <li>費用見積もり2社以上</li> </ul>
<p>⑤ 耐震改修工事</p> <p>【参考】</p> <p><b>建築物の耐震改修促進法とは</b></p> <p>阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成7年12月25日に施行。これにより、耐震改修計画についての認定を所管行政庁で受けると、建築確認申請手続きが不要となったり、所得税・固定資産税の控除を受けることができます。</p>	<p>⑤ 耐震改修工事費用助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震改修工事に要する費用の1/3を助成</li> </ul> <p>※マンション延床面積により助成限度額を設定</p> <p>5,000㎡未満は2,000万円が限度額</p> <p>5,000㎡以上10,000㎡未満は2,500万円</p> <p>10,000㎡以上は3,000万円</p>	<p>① に同じ 【追加要件】次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理組合総会で「区の事業を利用して耐震改修工事を行うこと、業者選定の経緯、耐震改修工事の資金計画」についての議決を経ていること</li> <li>全戸数(住宅用のみ)の半数以上の異なる区分所有者あり</li> <li>費用見積もり3社以上</li> <li>耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定を受けていること</li> </ul>

●設計図書とは

マンションを建てる際に必ず作成される書類で、一般的に「1. 建築図」「2. 構造図」「3. 電気図」「4. 給排水図」「5. 空調・機械図」の5部構成です。

このうち「1. 建築図」には「案内図、平面図、断面図、展開図」などが含まれます。

●簡易診断のために必要な設計図書は

構造図・構造計算書・配置図・平面図・立面図・断面図・仕上表しあげひょう・設備図  
(鉄骨造の場合は矩計図かまばかりず)

- 事前の相談はどなたでも（管理会社等でも）できます。ただし、個別案件の具体的な相談で、申請者（管理組合理事長：以下同じ）以外の方がお越しになる場合、「委任状（区に作成例があります）」が必要です。

書類をご持参された相談の場合は、必ず「写し」を区に提出してください。

- 「耐震アドバイザー派遣」、「簡易耐震診断派遣」の詳細については、次の問い合わせ先に直接お問い合わせいただいても結構です。

JASO (NPO 法人 耐震総合安全機構)

〒112-0013 東京都文京区音羽 1-20-16PAL 音羽ビル7階

電話：03 (6912) 0772

構造 建築 設備

●他の助成制度の併用について

北区建築課の「緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業」との併用はできません。このほかの各助成制度が「マンション耐震化支援事業」の併用を制限する場合がありますので、各担当窓口へ直接お問い合わせください。

現在、提出書類等の簡素化を図るため「マンション耐震化支援事業」の要綱改正を検討しています。

それに伴い、事業案内パンフレットも改訂し、25年4月1日以降お知らせいたします。

◆北区マンション耐震化支援事業に関する問い合わせ先  
北区まちづくり部住宅課（北区役所第1庁舎7階3番）  
☎3908-9201直通